

聖籠町訓令第三号

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準の一部を改正する訓令

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準の支給基準（平成十一年聖籠町訓令第五号）の一部を次のように改正する。

3の部中「年次休暇」を「年次休暇等」に改め、同部一の款中「非常勤職員（七時間四十五分勤務）」の次に「の年次有給休暇」を加え、同部二の款中「非常勤職員（六時間及び七時間勤務）」の次に「の年次有給休暇」を加え、同部三の項中「パート・タイム職員」の次に「の年次有給休暇」を加え、同部四の項を次にように改める。

四 特別有給休暇及び特別無給休暇等の基準

特別有給休暇		区分	事由	期間
厚生計画に参加する場合	忌引の場合	選挙権その他公民としての権利の行使をする場合	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
健康診断のため必要と認められる時間	付表別表に定める期間の範囲内において必要と認められる連続する期間			必要と認められる期間

特別無給休暇等										
<p>職員の結婚する場合、旅行その他必要なものと認められる相</p>	<p>骨髄移植の骨髄提供希望者として登録を申し出ると及び配偶者、父母、子及び兄弟妹、</p>	<p>出産の場合</p>	<p>生後一年に達しない子を保育するため必要とする場合</p>	<p>生理のため勤務が著しく困難である場合</p>	<p>公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病により療養する場合</p>	<p>公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病により療養する場合</p>	<p>（任用期間が六月以上）</p>	<p>小学校就学前の子（配偶者の非労働員が、養育子の介護（負傷し、その疾病にかかったこと、又は世話をうったこと、子の世話を行うこと）が相当である</p>	<p>職員が結婚する場合、旅行その他必要なものと認められる相</p>	<p>職員が結婚する場合、旅行その他必要なものと認められる相</p>
<p>結婚の日から該日の前日までの間に経過する連続三日の範囲内の期間</p>	<p>その都度必要と認められる期間</p>	<p>出産予定日より六週間（多胎妊娠の場合は、十四週間）あたるとは、妊娠から八週間を経過するまで</p>	<p>一日二回各三十分以内の期間</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>一月の年度（四月三日）の範囲内の期間</p>	<p>一月の年度（四月三日）の範囲内の期間</p>	<p>一月の年度（四月三日）の範囲内の期間</p>	<p>一月の年度（四月三日）の範囲内の期間</p>	<p>一月の年度（四月三日）の範囲内の期間</p>

<p>百はのめこ介配の父祖び子も係い者要間病非  二一勤らと護偶父母父職、のとな(介以又常  十の務れがの者母の母員配を同い婚護上は勤  一年日る相た、の配、と偶含様の事届に間に負  日度が場当め配配偶者、居の)事実届にあに傷  以上勤日(あ務者者、配偶者、配偶者、配偶者、  で務以一るとな子の子の偶者、  年が又間認いのの者</p>	<p>者以百はのめこ介配の父祖び子も係い者要間病非  に上二一勤らと護偶父母父職、のとな(介以又常  限継十の務れがの者母の母員配を同い婚護上は勤  。勤日度(あ務者者、配偶者、配偶者、配偶者、  し上勤日(あ務者者、配偶者、配偶者、配偶者、  てで務以一るとな子の子の偶者、  い六日上週とな子の子の偶者、  る月が又間認いのの者</p>	<p>い六日上週と  る月が又間認  者以百はのめ  に上二一勤ら  限継十の務れ  る。勤日度(あ  務以の三合  し上勤日(あ  てで務以一</p>
<p>範連  囲統  内す  のる  期九  間十三  日の</p>	<p>日人  )以  上  の  場  合  は  十</p>	<p>月一  )の  内  に  お  度  い  (四  月  )五  日  (三</p>

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

<p>る勤分勤以の三合育子 勤務以上務上勤日一兒が し上時務務務以一三 てで間、日が又週間を い一が六つ、二一の勤得 る年時、一十の務する 者以上間一十一年日 に継十五の日度 限続五の日度</p>	<p>限継十の務するす一たか休一 る続一年日が場たる歳め月業歳 勤日度三合育でか月に繼とす 務以の三合育でか月に繼とす し上勤日一休子を養育に合務の てで務以上週間を養育に合務の い一日が又間を養育に合務の る年百はの取育に合務の 者以百はの取育に合務の に上二一勤得す達はの二兒</p>	<p>者以上 に限 る続 勤務 し て い る</p>

聖職員の育児休業  
に  
関する  
例  
に  
依  
る  
に  
従  
う  
る

聖職員の育児休業  
に  
関する  
例  
に  
依  
る  
に  
従  
う  
る